



# 山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (11)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-2 (職員の採用試験に関する規則) の一部を改正する規則……………14
- 山形県人事委員会規則 4-6 (一般職の任期付職員の採用等に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-7 (一般職の任期付研究員の採用等に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) 等の一部を改正する規則……………15
- 山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則……………26
- 山形県人事委員会規則 6-1 (職員の勤務時間に関する条例の施行手続) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則……………同

#### 訓 令

- 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令……………27

#### 告 示

- 昭和37年7月24日号外県人事委員会告示第3号 (各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任) の一部改正……………同

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第3条第4号中「職階」を「人事評価」に、「服務」を「服務、退職管理」に改め、同条第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第15号中「職階制」を「職員の人事評価」に改め、同条中第17号を削り、同条第18号を第17号とし、同条に次の1号を加える。

(18) 職員の退職管理に関すること。

第4条第1項中 「課長補佐  
専門員」 を「課長補佐」に改める。

第5条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

「第1節 採用・昇任・降任及び転任」を「第1節 採用」に改める。

第4条から第5条までを次のように改める。

#### 第4条 削除

（職務分類表）

第4条の2 職務分類表（職を職務の複雑と責任の度に基づき職制上の段階に分類したものをいう。）の種類は、次のとおりとし、各職務分類表の適用範囲は、それぞれ当該職務分類表に定めるところによる。

- (1) 職務分類表1（別表第1）
- (2) 職務分類表2（別表第2）
- (3) 職務分類表3（別表第3）

2 任命権者は、前項の別表第1から別表第3までに掲げる職に改廃があつた場合又は新たに職を設けた場合は、速やかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

#### 第5条 削除

第6条の見出し中「採用又は昇任」を「採用」に改め、同条中「採用又は昇任」を「採用」に、「第8条及び第9条」を「第8条」に、「競争試験」を「採用のための競争試験」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第7条第1項中「転任が」を削り、「へ任用」を「へ転任」に、「任用しようとする職の職務を遂行する能力の有無」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性（以下「職に係る能力及び適性」という。）を有するかどうか」に改め、同条第2項中「前項の職務遂行能力の判定方法等については」を「職に係る能力及び適性の判定方法等は」に改める。

第8条の見出し中「採用する職」を「採用する場合」に改め、同条中「の各号に掲げる職への採用」を「に掲げる職へ職員を採用する場合」に改め、同条後段を削り、同条第2号中「職で、」を「職で、職務の複雑と責任の度が同等以下と」に改め、同条第3号中「職と」を「職と職務の複雑と責任の度が」に改め、同条第4号中「職務の遂行能力について」を「試験による」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職
- (6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第8条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員の職

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第10条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「その任用につき」を削り、同項第1号中「（任命の方法）」を削り、「任用する」を「任命する」に改め、同項第2号中「行なう」を「行う」に改め、同項第3号中「その任用候補者」を「その採用候補者」に、「任用候補者がいない旨若しくは任用候補者の数が第36条に規定する正規の提示数に足りない旨」を「採用候補者がいない旨」に改め、「、又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合」を削り、同条第2項中「添附」を「添付」に改める。

第11条第1項中「こえない」を「超えない」に改める。

第11条の2中「別記様式第16号」を「臨時的任用（期間更新）承認申請結果通知書（別記様式第15号）」に改める。

「第3節 条件付任用」を「第3節 条件付採用」に改める。

第12条の見出しを「（条件付採用期間）」に改め、同条中「任用」を「採用」に、「6箇月間条件付」を「6月間条件付」に改める。

第13条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同項第1号中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第2項中「条件付採用期間中の中の」を「条件付採用期間中の」に、「条件付採用期間の」を「条件付採用期間の」に改め、同条第3項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第14条の見出し中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「任用」を「採用」に改める。

第15条中「職務遂行能力を有しているかどうかを相対的に判定することを目的とし」を削り、「行なう」を「行

う」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 身体検査

(6) その他試験の職に係る能力及び適性を客観的に判断することができる方法

第15条第7号を削る。

第16条中「行なう」を「行う」に改める。

第17条第1号中「区分及び程度」を「試験区分及び試験の程度」に改め、同条第2号中「の概要」を削り、同条第4号中「時期場所及び方法」を「実施時期、試験地及び試験種目の配点」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 受験手続の方法

(6) 採用候補者名簿及び採用方法

第21条中「選考は、選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「選考による職員の採用は、当該職に係る能力及び適性を有するかどうかを」に、「筆記試験・実地試験」を「筆記試験、実地試験」に改める。

第23条第1項中「任用」を「採用」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「採用又は昇任」を「採用」に、「別記様式第3号その1、その2」を「別記様式第3号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第24条中「すみやかに」を「速やかに」に、「採用昇任選考結果通知書」を「採用選考結果通知書」に改める。

第25条第3項を削る。

「第5章 任用候補者」を「第5章 採用候補者」に改める。

第26条第1項中「試験の行われた」を削り、同条第2項中「地域別又は」を削る。

第27条第1項中「名簿の失効」を「第33条の規定による名簿の失効」に、「なる職」を「なっている職」に、「ときは」を「場合においては」に改め、同条第2項を削る。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第29条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者の名簿から」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「選択されて任用」を「の提示に基づいて職に任命」に改め、同条第2号中「任用」を「採用」に改め、同条第4号中「の規定の」を「に定めるものの」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第30条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「当該受験」を「採用試験の受験」に、「当該試験」を「採用試験」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第2項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第31条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者の名簿へ」に改め、同条第1項中「の各号の一に該当する」を「に掲げる」に、「名簿から削除した任用候補者」を「、それぞれ名簿から削除された採用候補者」に改め、同項第1号中「条件付採用期間中」を「第29条第1号の規定により条件付採用期間中」に、「について」を「について、人事委員会が名簿に」に、「が適当」を「を適当」に改め、同項第2号中「について」を「について、人事委員会が」に改め、同項第3号中「それらの」を「人事委員会がそれらの」に改め、同項第4号中「第29条第6号」を「第29条第5号」に、「名簿」を「、人事委員会が名簿」に、「が適当」を「を適当」に改め、同条第2項中「当該任用候補者」を「当該採用候補者」に改める。

第32条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第33条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 対象となつている職について新たに名簿が作成された場合

第33条第2項中「任用候補者名簿失効通知書」を「採用候補者名簿失効通知書」に改める。

第34条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第1項中「第6条の規定により名簿に基づいて職員を任用するときは、あらかじめ」を「名簿により職員を採用しようとする場合においては、名簿からの採用候補者の提示を、あらかじめ、」に、「採用については採用候補者名簿から、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に改め、同条第2項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「人事委員会は任用候補者提示（通知）書（別記様式第12号）により提示又は通知する」を「人事委員会は名簿を提示又は通知する」に改める。

第35条の見出しを「(採用候補者の提示)」に改め、同条第1項中「人事委員会は」を「人事委員会に」に、「任用候補者」を「採用候補者」に、「から任用すべきものの数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の当該職を志願すると認められる者を当該名簿から」を「に記載されている者で当該職を志望すると認められるもの

から」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数」を「請求のあつた職数」に、「当該職の職務遂行の能力」を「当該職に係る能力及び適性」に、「かつ当該職」を「かつ、当該職」に、「正規の提示数」を「請求のあつた職数」に改め、同条第3項中「当該職の職務遂行の能力」を「当該職に係る能力及び適性」に、「かつ当該職」を「かつ、当該職」に、「正規の提示数」を「請求のあつた職数」に改める。

第36条から第38条までを次のように改める。

第36条から第38条まで 削除

第39条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改め、同条第2項中「辞退届」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「辞退届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第40条から第42条までを次のように改める。

第40条から第42条まで 削除

第43条の見出し中「結果」を「結果について」に改め、同条中「前2条ただし書による選択の結果について」を「提示又は通知された採用候補者の中から職員を任命するための選択を行つたときは」に、「任用候補者選択結果通知書」を「採用候補者選択結果通知書」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

職務分類表1

適用範囲	任命権者	職級 機関	1	2	3	4	5	6	7
行政職給料表適用職	知事	本庁	部長 危機管理監 観光推進監 会計管理者 会計局長	次長 局長（会計局長を除く。） 参事 技術戦略監 整備推進監 危機管理員	課長 室長 主幹	副主幹 課長補佐 室長補佐 専門員 危機管理調整員	業務名を冠する主査 主任専門検査員 隊長 副隊長 隊員（主査）	係長 主査 専門検査員 主任主査隊員（主任）	職級1から職級6以外の職
		出先機関	総合支庁長	事務局長（産業技術短期大学校庄内校及び農林大学校の事務局長を除く。） 総合支庁の部長、西村山地域振興局長、北村山地域振興局長、西置賜地域振興局長及び農林技監 東京事務所長 職員育成センター所長	主幹 所長（東京事務所長、職員育成センター所長、環境科学研究センター所長、福祉相談センター所長、中央児童相談所長、工業技術センター所長、山形空港事務所長、庄内空港事務所長及び港湾事務所長を除く。） 校長（農林大学校長を除く。） 園長 東京事務所副所長 職員育成センター副所長	副主幹 課長（総合支庁の課長を除く。） 総合支庁の西村山農業技術普及課長、西村山農村整備課長、北村山農業技術普及課長、北村山農村整備課長、西村山道路計画課長、西村山河川砂防課長、北村山道路計	業務名を冠する主査 分所長（小国分所長を除く。） 主任専門児童心理司 主任専門検査員 主任専門指導員 主任専門普及指導員 主任専門林業普及指導員	係長 主査 主任主査 主任判定員 主任児童心理司 主任指導員 主任講師 専門検査員 主任教官 専門普及指導員 専門林業普及指導員 専門防除員	

			<p>環境科学研究センター 所長 福祉相談センター所長 中央児童相談所長 工業技術センター所長 産業技術短期大学副 校長 農林大学校 長 山形空港事 務所長 庄内空港事 務所長 港湾事務所 長</p>	<p>環境科学研究セン ター副所長 福祉相談センター副 所長 こども医療療育セン ターの部長 鶴岡乳児院長 金谷寮長 衛生研究所副所長 工業技術センター副 所長 産業技術短期大学校 事務局次長 産業技術短期大学校 庄内校の副校長及び 事務局長 農業総合研究セン ターの副所長及び副 場長 農林大学校副校長、 事務局長及び室長 森林研究研修セン ター副所長 山形空港事務所副所 長 庄内空港事務所副所 長 港湾事務所の副所長 及び室長 総合支庁の次長 総合支庁の課長 （西村山農業技術普 及課長、西村山農村 整備課長、北村山農 業技術普及課長、北 村山農村整備課長、 西村山道路計画課 長、西村山河川砂防 課長、北村山道路計 画課長、北村山河川 砂防課長、高坂ダム 管理課長、西置賜農 業技術普及課長、西 置賜農村整備課長、 西置賜道路計画課 長、西置賜河川砂防 課長、酒田農業技術 普及課長及び荒沢ダ ム管理課長を除く。）</p>	<p>画課長、北 村山河川砂 防課長、高 坂ダム管理 課長、西置 賜農業技術 普及課長、 西置賜農村 整備課長、 西置賜道路 計画課長、 西置賜河川 砂防課長、 酒田農業技 術普及課長 及び荒沢ダ ム管理課長 総合支庁の 西村山税務 室長、北村 山税務室長 及び西置賜 税務室長 次長（総合 支庁の次長 を除く。） 副校長 （産業技術 短期大学 校、産業技 術短期大学 校庄内校及 び農林大学 校の副校長 を除く。） 副園長 専門員 森林研究研 修センター の部長 教授 課長補佐 室長補佐 鶴岡乳児院 副院長 高度技術研 究開発セン ター副所長 大阪事務所</p>	<p>主任専門 水産業普 及指導員 主任専門 防除員 主任専門 漁業無線 通信士 准教授</p>	<p>主任漁業 無線通信 士 査察指導 員 老人福祉 指導主事</p>
--	--	--	--	---	---	--	---

				総合支庁の室長（西村山税務室長、北村山税務室長及び西置賜税務室長を除く。）	副所長 名古屋事務所副所長 病虫害防除所庄内支所長 内水面水産試験場の副場長 小国分所長		
	労働委員会事務局		事務局長	課長	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	主査
	収用委員会事務局			事務局長	事務局長補佐	業務名を冠する主査	主査
議会	議会事務局	事務局長	次長	課長 室長 主幹	副主幹 課長補佐 室長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
選挙	選挙管理委員会事務局			書記長	書記長補佐	管理主査	係長
代表	監査委員事務局		事務局長	課長	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
人事	人事委員会事務局	事務局長		課長 主幹	副主幹 課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
海区	海区漁業調整委員会事務局			事務局長	次長		
内水面	内水面漁場管理委員会事務局			事務局長	次長		
教育	教育委員会	本庁	教育次長	課長 室長 主幹	副主幹 課長補佐 室長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査 主任主査
		教育事務所	所長	副所長 課長 主幹	課長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査

	教育機関		図書館長 教育センター所長 博物館長	所長 (教育センター所長を除く。) 主幹 図書館副館長 教育センター副所長 博物館副館長	次長 課長 博物館分館長 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査 主任主査
	県立学校			事務部長	事務長 事務部次長	事務次長 総務主査	主査 主任主査
	市町村立学校				事務総括	事務主査	主査
警察 本部長	本部		参事	課長 監察官 管理官 主幹 公安委員会補佐室長 訟務官 交通管制センター所長	副主幹 室長（公安委員会補佐室長を除く。） 次長 企画調整官 調査官 照会センター所長 自動車運転免許試験場長 課長補佐 隊長補佐 所長補佐 専門員 統括少年補導専門官		係長 上席少年補導専門官
	警察学校				副主幹 企画調整官 調査官 校長補佐		係長
	警察署				副主幹 企画調整官 調査官 課長 専門員 統括少年補導専門官		係長 上席少年補導専門官 指導員
企業 管理者	本局		局長 参事	課長 室長 主幹	副主幹 課長補佐 室長補佐 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査
	事業所			所長	副所長 課長 専門員	業務名を冠する主査	係長 主査

	病院 事業 管理 者	本局		局長	課長 主幹	副主幹 課長補佐	業務名を 冠する主 査	係長 主査	
		病院		副院長 事務局長	事務局次長 主幹 こころの医療セン ターの部長	課長 室長 課長補佐 専門員 がん・生活 習慣病セン ターの副部 長 こころの医 療センター の副部長	業務名を 冠する主 査	係長 主査 主任診療 情報管理 士 主任精神 保健福祉 士	
海事 職給 料表 適用 職	知事	水産試 験場 庄内総 合支庁				船長	機関長 主任専門 航海士 主任専門 機関士	主任航海 士 主任通信 士 主任機関 士	職級 1か ら職 級6 以外 の職
	教育 委員 会	加茂水 産高等 学校				船長 機関長		通信局長 航海士 （一等航 海士に限 る。） 機関士 （一等機 関士に限 る。）	
	警察 本部 長	酒田警 察署						船長	
教育 職給 料表 (1) 適用 職	教育 委員 会	教育庁				主任管理主 事	管理主事		職級 1か ら職 級6 以外 の職
教育 職給 料表 (2) 適用 職	教育 委員 会	教育庁				主任管理主 事	管理主事		職級 1か ら職 級6 以外 の職

研究職給料表適用職	知事	本庁 出先機関		農業総合研究センター 所長	場長 主幹 環境科学研究センター副所長 衛生研究所副所長 工業技術センター（試験場を除く。）の副所長、部長及び室長 農業総合研究センターの副所長、副場長（水田農業試験場を除く。）及び部長（試験場を除く。） 森林研究研修センター所長 総合支庁の農業技術普及課産地研究室長	部長 （工業技術センター（試験場を除く。）及び農業総合研究センター（試験場を除く。）の部長を除く。） 専門員 副場長 （農業総合研究センター（水田農業試験場を除く。）の副場長を除く。） 副部長 科長	業務名を冠する主査 主任専門研究員	係長 専門研究員	職級 1から職級6以外の職
	警察本部長	本部		科学捜査研究所長	副主幹 副所長 専門研究官 主任研究官		研究官		
医療職給料表(2)適用職	知事	出先機関		内陸食肉衛生検査所 検査所長	内陸食肉衛生検査所の次長 庄内食肉衛生検査所 長 家畜保健衛生所 主幹 総合支庁の課長 総合支庁の生活衛生室長	課長 （総合支庁の課長を除く。） 専門員 食肉衛生検査所の次長 及び支所長 （内陸食肉衛生検査所の次長を除く。） 課長補佐 総合支庁の室長 （生活衛生室長を除く。） 総合支庁の生活衛生室 室長補佐	業務名を冠する主査 総保育長	係長 主任保育士 主任栄養士 主任管理栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任獣医師 主任薬剤師 主任言語聴覚士	職級 1から職級6以外の職

教育委員会	教育庁								
	県立学校					栄養専門員	栄養主査	主任栄養士 主任管理栄養士	
	市町村立学校						学校栄養主査	主任学校栄養士	
病院事業管理者	病院			薬局長 (こころの医療センター及びがん・生活習慣病センターの薬局長を除く。)主幹	専門員 こころの医療センター及びがん・生活習慣病センターの薬局長 副薬局長 技師長	業務名を冠する主査 副技師長		主任管理栄養士 主任作業療法士 主任理学療法士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任言語聴覚士 主任薬剤師	
医療職給料表(3)適用職	知事	本庁				専門員		主任保健師	職級1から職級6以外の職
		出先機関			看護部長 総合支庁の主幹	総合支庁の室長 専門員 課長補佐	業務名を冠する主査 看護師長	係長 主査 主任看護師 主任保健師	
	警察本部長	本部				統括保健師		上席保健師	
	病院事業管理者	病院			副院長 看護部長 副看護部長(総括)	副看護部長 専門員	業務名を冠する主査 看護師長	主任看護師	

備考 「適用範囲」欄中、行政職給料表、海事職給料表、教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)とは、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第4条に規定する給料表をいう。

別表第2  
職務分類表2

適用 範囲	任命 権者	職級 機関	1	2	3	4	5	6	7
警察 官の 職	警察 本部 長	本部	部長 参事官 (首席 監察官 を兼務 してい るもの に限 る。) 理事官	首席監察官 参事官（首 席監察官を 兼務してい るものを除 く。）	課長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊 長 機動隊長 監察官 管理官 室長 業務名を冠する調査 官 業務名を冠する指導 官 業務名を冠する対策 官 広報官 鉄道警察隊長 航空隊長 広域捜査官 統括検視官 意見聴取官 交通事故事件捜査統 括官 交通反則通告セン ター所長 交通聴聞官	次長 副隊長 調査官 少年サポー トセンター 所長	指導官 課長補佐 隊長補佐 指令長 方面隊長 検視官 機動鑑識 隊長 広域機動 捜査班長 交通事故 分析官 分駐隊長	係長 小隊長 指導員	職級 1か ら職 級6 以外 の職
		警察学 校	校長		管理官 副校長	教頭 調査官	校長補佐	係長	
		警察署	山形警 察署長 鶴岡警 察署長 酒田警 察署長 米沢警 察署長 新庄警 察署長	村山警察署 長 寒河江警察 署長 天童警察署 長 南陽警察署 長 長井警察署 長	署長 (山形警察署長、鶴 岡警察署長、酒田警 察署長、米沢警察署 長、新庄警察署長、 村山警察署長、寒河 江警察署長、天童警 察署長、南陽警察署 長及び長井警察署長 を除く。) 副署長 刑事官 地域交通官 地域官 交通官	次長 調査官	課長 交番所長 (警部に 限る。)	係長 交番所長 (警部の ものを除 く。) 派出所長 指導員	

別表第3

職務分類表3

適用範囲	任命権者	職級機関	1	2	3	4
医師及び歯科医師の職	知事	本庁	医療統括監			
		出先機関	保健所長 衛生研究所長 こども医療療育センター所長 精神保健福祉センター所長 総合支庁の医療監	こども医療療育センターの部長 こども医療療育センターの支所長	こども医療療育センターの医長及び科長	職級1から職級3以外の職
	病院事業管理者	病院	病院の院長	病院の副院長、部長及びセンター長 がん・生活習慣病センターの副所長及び部長 救命救急センターの副所長及び部長	病院の副部長、副センター長、医長、科長、室長及び副室長 がん・生活習慣病センターの副部長、医長及び科長 救命救急センターの副部長、医長及び室長	

別記様式第3号（その1）を別記様式第3号とする。

別記様式第3号（その2）を削る。

別記様式第5号中「山人委総第 号を「第 号に改め、「採用 昇任 選考結果通知書」を「採用選考結果通知書」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

採用候補者名簿	
試験の種類	
試験区分	
試験期日	
第1次	自 年 月 日 至 年 月 日
第2次	自 年 月 日 至 年 月 日
登載人員	名
確定期日	年 月 日
失効期日	年 月 日
備考	

用紙の大きさはA4とする。

様式第6号（名簿）

順位	得点	受験 番号	試験の 種類			現 住 所 (現在の所属)	試験 区分	任用 年月	備 考
			氏 名	性別	年齢		任命 者名		

用紙の大きさはA4とする。

別記様式第8号中「山人委総第 号を「第 号に、「あなたは 年 月 日当委員会の 級職採用（昇任）候補者名簿に登載されましたが、 月 日下記理由により上記名簿から削除されましたので通知します。」を「あなたは当委員会の採用候補者名簿に登載されましたが、下記理由により当該名簿

から削除されましたので通知します。」に、「理 由」を  
 「1 試験の種類  
 2 試験区分  
 3 削除年月日  
 4 理由」に改める。

別記様式第9号中「山人委総第 号を「第 号に、「あなたは 年 月 日当委員会の 級職採用（昇任）候補者名簿から削除されましたが、 月 日下記理由により上記名簿に復活されましたので通知します。」を「あなたは当委員会の採用候補者名簿から削除されましたが、下記理由により当該名簿

に復活されましたので通知します。」に、「理 由」を  
 「1 試験の種類  
 2 試験区分  
 3 復活年月日  
 4 理由」に改める。

別記様式第10号中「山人委総第 号を「第 号に、「任用候補者名簿失効通知書」を「採用候補者名簿失効通知書」に、「任用候補者名簿が」を「採用候補者名簿が」に改める。

別記様式第11号中「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に、「採用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号 削除

別記様式第14号中「任用候補者選択結果通知書」を「採用候補者選択結果通知書」に、「山人委総第 号」を「第 号」に、「別紙(2)」を「別紙」に、「第6号」を「別記様式第6号」に改める。

別記様式第15号（その1）、別記様式第15号（その2）及び別記様式第15号（その3）を削る。

別記様式第16号中「山人委総第 号を「第 号に改め、同様式を別記様式第15号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員を採用するための競争試験」を「採用のための競争試験」に改める。

第2条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

採用試験は、採用試験の種類及び試験区分ごとに、次に掲げる試験種目のうち、3以上の方法をあわせて行うものとし、採用試験のつど人事委員会が定める。

第4条第1項第1号及び第3号中「多枝選択式」を「多肢選択式」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第2条第1項各号に掲げる採用試験又は試験区分ごと」を「採用試験」に、「受験者として必要な最低の」を「採用試験の種類及び試験区分に応じ、」に改める。

第7条中「第2条第1項各号に掲げる」及び「同条同項各号に掲げる採用試験の対象となる職のうち、」を削り、「当該採用試験」を「採用試験」に改める。

第12条中「第2条第1項各号に掲げる採用試験で」及び「その定めるところにより、」を削り、「一の試験」を「いずれかの試験区分」に改める。

第21条中「一の」を「いずれかの」に改める。

第23条第1項中「第1次試験実施にあたっては、試験場ごとに」を「試験実施にあたり」に改め、同条第2項及び第3項中「当該試験場」を「試験場」に改める。

第26条中「に掲げる各号の一」を「の各号のいずれか」に改める。

第28条中「第2条第1項各号に掲げる」を削り、「職務遂行に必要な能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改める。

第29条中「第2条第1項各号に掲げる」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項及び第4項並びに」を「第4条第4項及び」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「特定任期付職員」を「特定任期付職員（同条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3項及び第5項」を「第5条第5項」に、「第4項並びに」を「第4項まで及び」に改める。  
第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第7条第1項中「第1号任期付研究員は」を「第1号任期付研究員（条例第5条第1項の第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）は」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 条例第2条第1項第3号に規定する「人事委員会規則で定める者」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者のうち県立中学校に勤務する者とする。

第3条の2第1項及び第3項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第1項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同条第2項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に、「言語聴覚士  
あん摩マツサージ指圧師」を「言語聴覚士」に改め、同条第3項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

第6条中「条例第4条第3項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容並びに」を削る。

第2節の節名中「級別標準職務」を「等級別の基準職務」に改める。

第8条を次のように改める。

（定義）

第8条 条例別表第6の2ハの表に規定する中型船舶（1種）は、遠洋区域を航行区域とする総トン数20トン以上500トン未満の船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）の規定による「甲区域」内において従業する総トン数20トン以上500トン未満の漁船を含む。）又は近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上1,600トン未満の船舶（同令の規定による「乙区域」（以下「乙区域」という。）内において従業する総トン数200トン以上1,600トン未満の漁船を含む。）とし、同表に規定する中型船舶（2種）は、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上200トン未満の船舶（「乙区域」内において従業する総トン数20トン以上200トン未満の漁船を含む。）とし、同表に規定する小型船舶は、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶（「乙区域」内において従業する総トン数20トン未満の漁船を含む。）又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶とする。

2 条例別表第6の2トの表に規定する人事委員会規則で定める施設等は、健康福祉部及び衛生研究所とする。

3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第11号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第6項の規定により、次の各号に掲げる条例別表第6の2に掲げる職務の意義については、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例別表第6の2イの表に規定する定型的な業務を行う職務 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）（以下「任用規則」という。）別表第1行政職給料表適用職の項職級7の欄に掲げる職のうち次号又は第3号に規定する職以外の職の職務をいう。

(2) 条例別表第6の2イの表に規定する主任の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級7の欄に掲げる職に該当する職のうち主任主事、主任技師、主任社会福祉主事、主任普及指導員若しくは主任林業普及指導員又は主任若しくは主任少年補導専門官の職務をいう。

(3) 条例別表第6の2イの表に規定する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（第5項に規定するものを除く。） 副主任又は副主任講師の職務をいう。

(4) 条例別表第6の2イの表に規定する係長の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。

(5) 条例別表第6の2イの表に規定する業務名を冠する主査の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の

- 項職級5の欄に掲げる職の職務をいう。
- (6) 条例別表第6の2イの表に規定する警察本部の課長補佐の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項警察本部長の項職級4の欄に掲げる職のうち課長補佐、隊長補佐、所長補佐、専門員、統括少年補導専門官、校長補佐又は課長の職務をいう。
- (7) 条例別表第6の2イの表に規定する課長補佐の職務（前号に掲げるものを除く。） 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる職のうち前号、次号又は第10号に規定する職以外の職の職務をいう。
- (8) 条例別表第6の2イの表に規定する警察本部の次長の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項警察本部長の項職級4の欄に掲げる職のうち次長、企画調整官、調査官、照会センター所長又は自動車運転免許試験場長の職務をいう。
- (9) 条例別表第6の2イの表に規定する課長の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級3の欄に掲げる職のうち第11号又は次項に規定する職以外の職の職務をいう。
- (10) 条例別表第6の2イの表に規定する副主幹の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる職のうち副主幹又は室長（同項警察本部長の項に掲げるものに限る。）の職務をいう。
- (11) 条例別表第6の2イの表に規定する本庁の部、秘書、財政又は教育庁の業務を主管する課長の職務 総務部人事課長、企画振興部企画調整課長、環境エネルギー部環境企画課長、子育て推進部子育て支援課長、健康福祉部健康福祉企画課長、商工労働観光部産業政策課長、農林水産部農政企画課長、県土整備部管理課長、総務部秘書広報課長、総務部財政課長又は教育庁の総務課長の職務をいう。
- (12) 条例別表第6の2イの表に規定する次長の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級2の欄に掲げる職の職務をいう。
- (13) 条例別表第6の2イの表に規定する部長の職務 任用規則別表第1行政職給料表適用職の項職級1の欄に掲げる職の職務をいう。
- (14) 条例別表第6の2ロの表に規定する主任の職務 巡査部長の職務をいう。
- (15) 条例別表第6の2ロの表に規定する係長の職務 任用規則別表第2職級6の欄に掲げる職の職務をいう。
- (16) 条例別表第6の2ロの表に規定する課長補佐の職務 任用規則別表第2職級5の欄に掲げる職の職務をいう。
- (17) 条例別表第6の2ロの表に規定する次長の職務 任用規則別表第2職級4の欄に掲げる職の職務をいう。
- (18) 条例別表第6の2ロの表に規定する課長又は警察署の長の職務 任用規則別表第2職級3の欄に掲げる職の職務をいう。
- (19) 条例別表第6の2ロの表に規定する参事官又は規模の大きい警察署の長の職務 任用規則別表第2職級2の欄に掲げる職の職務をいう。
- (20) 条例別表第6の2ロの表に規定する部長又は特に規模の大きい警察署の長の職務 任用規則別表第2職級1の欄に掲げる職の職務をいう。
- (21) 条例別表第6の2ハの表に規定する定型的な業務を行う航海士、機関士又は通信士の職務 第23号に規定する航海士、機関士又は通信士（以下「航海士等」という。）の職務以外の航海士等の職務をいう。
- (22) 条例別表第6の2ハの表に規定する小型船舶の船長の職務 任用規則別表第1海事職給料表適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。
- (23) 条例別表第6の2ハの表に規定する相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務（第5項に規定するものを除く。） 採用時の職務の級を2級に決定された航海士等の職務をいう。
- (24) 条例別表第6の2ハの表に規定する中型船舶（1種）の一等航海士、一等機関士又は通信長の職務 任用規則別表第1海事職給料表適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。
- (25) 条例別表第6の2ハの表に規定する中型船舶（2種）の船長又は機関長の職務 任用規則別表第1海事職給料表適用職の項職級5の欄に掲げる職のうち船長又は機関長の職務をいう。
- (26) 条例別表第6の2ハの表に規定する中型船舶（1種）の船長又は機関長の職務 任用規則別表第1海事職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる職の職務をいう。
- (27) 条例別表第6の2ハの表に規定する中型船舶（2種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務（第5項に規定するものを除く。） 任用規則別表第1海事職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる職の職務をいう。
- (28) 条例別表第6の2ニの表に規定する実習教諭又は実習講師の職務 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）第21条の表又は特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月

- 県教育委員会規則第4号)第4条の表に掲げる実習教諭又は実習講師の職務をいう。
- (29) 条例別表第6の2ニの表に規定する管理主事、主任実習教諭又は主任寄宿舎指導員の職務 任用規則別表第1教育職給料表(1)適用職の項職級5の欄に掲げる職又は山形県立高等学校管理運営規則第21条の表若しくは特別支援学校の管理運営に関する規則第4条の表に掲げる主任実習教諭若しくは主任寄宿舎指導員の職務をいう。
- (30) 条例別表第6の2ニの表に規定する主任指導主事、主任管理主事又は主任社会教育主事の職務 任用規則別表第1教育職給料表(1)適用職の項職級4の欄に掲げる職又は山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)第19条の表若しくは教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)第65条の表に掲げる主任指導主事若しくは主任社会教育主事の職務をいう。
- (31) 条例別表第6の2ホの表に規定する管理主事の職務 任用規則別表第1教育職給料表(2)適用職の項職級5の欄に掲げる職の職務をいう。
- (32) 条例別表第6の2ホの表に規定する主任指導主事、主任管理主事又は主任社会教育主事の職務 任用規則別表第1教育職給料表(2)適用職の項職級4の欄に掲げる職又は山形県教育委員会事務局組織規則第19条の表若しくは教育機関の組織及び運営に関する規則第65条の表に掲げる主任指導主事若しくは主任社会教育主事の職務をいう。
- (33) 条例別表第6の2ヘの表に規定する上級の職員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級7の欄に掲げる職のうち第35号に規定する職以外の職の職務をいう。
- (34) 条例別表第6の2ヘの表に規定する係長の職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。
- (35) 条例別表第6の2ヘの表に規定する相当高度の知識経験に基づき独立して研究を行う職務(第5項に規定するものを除く。) 採用時の職務の級を2級に決定された者の職務をいう。
- (36) 条例別表第6の2ヘの表に規定する高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級4の欄に掲げる職のうち第39号に規定する職以外の職の職務をいう。
- (37) 条例別表第6の2ヘの表に規定する業務名を冠する主査の職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級5の欄に掲げる職の職務をいう。
- (38) 条例別表第6の2ヘの表に規定する試験研究機関の長の職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級3の欄に掲げる職のうち場長、森林研究研修センター所長又は総合支庁の農業技術普及課産地研究室長の職務をいう。
- (39) 条例別表第6の2ヘの表に規定する高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級3の欄に掲げる職のうち前号に規定する職以外の職の職務又は同項職級4の欄に掲げる職のうち副主幹の職務をいう。
- (40) 条例別表第6の2ヘの表に規定する特に規模の大きい試験研究機関の長の職務 任用規則別表第1研究職給料表適用職の項職級2の欄に掲げる職の職務をいう。
- (41) 条例別表第6の2トの表に規定する医長又は科長の職務 任用規則別表第3職級3の欄に掲げる職の職務をいう。
- (42) 条例別表第6の2トの表に規定する医療機関の長等の職務 任用規則別表第3職級1の欄に掲げる職のうち子ども医療療育センター所長、精神保健福祉センター所長若しくは総合支庁の医療監又は同表職級2の欄に掲げる職の職務をいう。
- (43) 条例別表第6の2トの表に規定する人事委員会規則で定める施設等の長等の職務 任用規則別表第3職級1の欄に掲げる職のうち医療統括監又は衛生研究所長の職務をいう。
- (44) 条例別表第6の2チの表に規定する困難な業務を行う栄養士等の職務(第5項に規定するものを除く。)  
採用時の職務の級を2級に決定された栄養士、管理栄養士、学校栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、歯科衛生士等の職務をいう。
- (45) 条例別表第6の2チの表に規定する係長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。
- (46) 条例別表第6の2チの表に規定する業務名を冠する主査の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級5の欄に掲げる職の職務をいう。
- (47) 条例別表第6の2チの表に規定する課長補佐の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級

4の欄に掲げる職のうち第49号に規定する職以外の職の職務をいう。

(48) 条例別表第6の2千の表に規定する課長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級3の欄に掲げる職のうち第50号又は第51号に規定する職以外の職の職務をいう。

(49) 条例別表第6の2千の表に規定する技術業務を統括する課長補佐の職務 最上総合支庁又は置賜総合支庁の家畜保健衛生課の技術に係る業務を統括する課長補佐の職務をいう。

(50) 条例別表第6の2千の表に規定する施設等の長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級2の欄に掲げる職の職務又は同項職級3の欄に掲げる職のうち庄内食肉衛生検査所長の職務をいう。

(51) 条例別表第6の2千の表に規定する特に重要な業務を掌理する課長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(2)適用職の項職級3の欄に掲げる職のうち総合支庁の課長（家畜保健衛生課長に限る。）の職務をいう。

(52) 条例別表第6の2リの表に規定する主任看護師、主任保健師又は係長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(3)適用職の項職級6の欄に掲げる職の職務をいう。

(53) 条例別表第6の2リの表に規定する課長補佐の職務 任用規則別表第1医療職給料表(3)適用職の項職級4の欄に掲げる職の職務をいう。

(54) 条例別表第6の2リの表に規定する看護師長又は業務名を冠する主査の職務 任用規則別表第1医療職給料表(3)適用職の項職級5の欄に掲げる職の職務をいう。

(55) 条例別表第6の2リの表に規定する看護部長又は課長の職務 任用規則別表第1医療職給料表(3)適用職の項職級3の欄に掲げる職の職務をいう。

4 条例別表第6の2イの表に規定する特に重要な業務を掌理する課長の職務は、人事委員会と協議して別に定める。

5 第3項に定めるもののほか、平成28年改正条例附則第6項に規定する職務（平成28年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用する平成28年改正条例附則第6項に規定する職務を含む。）は、別に定める。

第20条第1項中「4を乗じて」を「別表第7の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて」に改める。

第25条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

(2) 昇格させようとする日以前2年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

イ 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力に関する評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力等を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下「能力関連評価」という。）及び当該能力関連評価の期間に対応する直近の業績に関する評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下「業績関連評価」という。）の総合評価が上位又は中位の段階であること。

ロ 職員を昇格させようとする日以前における能力関連評価及び業績関連評価の総合評価のうち、直近の連続した2回の能力関連評価及び当該能力関連評価の期間に対応する4回の業績関連評価の総合評価を総合的に勘案して発揮した能力の程度及び役割を果たした程度が通常以上のものであること。

ハ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに相当する処分を受けていないこと。

第25条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定に基づく育児休業、人事交流等（以下第40条第2項において「休職等」という。）の事情により前項第2号に規定する総合評価の全部又は一部がない場合その他人事委員会が認める場合には、同号の規定にかかわらず、人事委員会と協議して定める方法により、職員を昇格させることができる。

第38条の見出しを「(昇給日及び評価終了日)」に改める。

第38条第1項中「条例第6条第1項の」を「条例第6条第1項の規定により昇給を行う」に、「する」を「し、昇給日前において人事委員会規則で定める日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）とする」に改める。

第39条を次のように改める。

#### 第39条 削除

第40条の見出しを「(昇給区分及び昇給の号給数)」に改め、同条第1項を次のように改める。

評価終了日以前における直近の能力関連評価及び直近の連続した2回の業績関連評価の総合評価（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

第40条第6項中「第1号」を「第1号及び第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「第1項又は第3項」を「第5項又は第6項」に、「第30条」を「第30条第1項」に、「第1項及び第3項」を「第5項及び第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「に新たに」を「に、新たに」に改め、「同日後に」を削り、「第1項」を「前項」に、「相当する数」を「相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）」に、「又は号給」を「又は当該号給」に、「あつては、」を「あつては、前各項の規定を適用したもとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を次のように改める。

2 職員が休職等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合その他人事委員会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会と協議して定める方法により、同項各号に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

第40条第2項の次に次の3項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由によつて評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第5号に掲げる職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 人事委員会の定める事由によつて基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 条例第6条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第48条第1項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」を「、復職等の日後における最初の昇給日又はその次の昇給日」に改める。

第52条中「第4項」を「第5項」に改める。

第54条第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第71条第2項第2号及び第6号並びに第72条第1項第1号中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

第78条第4項第1号中「期間。」を「期間（育児休業法第2条に規定する育児休業の承認を受けた期間（基準日以前6箇月以内の期間を超えて承認を受けた期間を含む。）の合計が1月以下となる場合にあつては、当該期間（基準日以前6箇月以内の期間内のものに限る。）を除く。）」に改める。

第101条第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則第16項中「山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成

22年4月1日) 附則第2項、第3項、第4項若しくは第5項の適用を受ける場合又は」を削る。

附則第21項中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2千の項の表中

あん摩マッサージ指圧師
はり師
きゆう師
柔道整復師

を

はり師
きゆう師
柔道整復師

に改め、同表の備考中「、あん摩マツ

サージ指圧師」を削る。

別表第3の大学卒の項第6号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同表中学卒の項学歴免許等の資格の欄中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

別表第5の備考第4項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第6千の項の表中

あん摩マッサージ指圧師
はり師
きゆう師
柔道整復師

を

はり師
きゆう師
柔道整復師

に改める。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の	8以上	6	4	2	0
号給数	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第6条第3項に規定する職員以外の職員に、下段の号給数は同項に規定する職員に適用する。

別表第9中

4 総合療育訓練センター
--------------

を

4 こども医療療育センター
---------------

に改め、同表第4項職員の欄第4号中「、

言語聴覚士及びあん摩マッサージ指圧師」を「及び言語聴覚士」に改め、同表中

12 小学校及び中学校
-------------

を

12 小学校、中学校及び義務教育学校
--------------------

に改める。

別表第10中

部長
危機管理監
会計管理者
医療統括監

を

部長
危機管理監
医療統括監
観光推進監
会計管理者

に、

次 長  
観光経済交流局長  
参 事  
技術戦略監  
整備推進監

を

次 長  
参 事  
技術戦略監  
整備推進監

に、

部 長  
地域振興監  
医 療 監  
農林技監

を

部 長  
西村山地域振興局長  
北村山地域振興局長  
西置賜地域振興局長  
医 療 監  
農林技監

に、

次 長  
総務課長  
保健企画課長  
福祉課長  
産業経済企画課長  
家畜保健衛生課長  
水産振興課長  
建設総務課長  
課長（支給区分3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。）  
主 幹  
室長（人事委員会の定める職を除く。）

を

次 長  
総務課長  
保健企画課長  
福祉課長  
地域産業経済課長  
家畜保健衛生課長  
建設総務課長  
課長（支給区分3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。）  
主 幹  
室長（人事委員会の定める職を除く。）

に、

副 所 長	3 種
主 幹	4 種

を

副 所 長	4 種
主 幹	4 種

に、

環境科学研究センター	所 長	1 種
	副 所 長	4 種
	主 幹	(副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)

を

環境科学研究センター	所 長	1 種	に、	「 総合療育訓練センター 」	を
	副 所 長 主 幹	4 種			

「こども医療療育センター」	に、	「やまなみ学園」	園 長	3 種	を
---------------	----	----------	-----	-----	---

「やまなみ学園」	園 長	3 種	に、	「農業大学校」	を
	主 幹	4 種			

「農林大学校」	に、	教育委員会	教 育 庁	理 事	特1種	を
				教育次長	1 種	
				課 長 室 長 管理主幹 保健・食育主幹	3 種	
				主幹（支給区分3種のものを除く。）	4 種	

教育委員会	教 育 庁	教育次長	1 種	に、
		課 長 室 長 管理主幹 保健・食育主幹	3 種	
		主幹（支給区分3種のものを除く。）	4 種	

「少年自然の家」	所 長	4 種	を
----------	-----	-----	---

「少年自然の家」	所 長	4 種	に、	「市町村立中学校及び同小学校」	を
	「県立中学校」	教 頭			

「市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第14及び別表第15を次のように改める。

別表第14

イ 条例第13条の2第1項の規定による特地公署の指定及び級別区分

指 定 す る 公 署 名	級別区分
新庄警察署 清水駐在所 同 赤倉駐在所 同 安楽城駐在所	1 級
高坂ダム管理課（最上郡真室川町大字差首鍋2035） 寒河江警察署 貫見駐在所 村山警察署 大高根駐在所 尾花沢警察署 常盤駐在所 同 玉野駐在所 同 宮沢駐在所 新庄警察署 及位駐在所 鶴岡警察署 山戸駐在所 小国警察署 沼沢駐在所 同 北部駐在所 米沢警察署 玉庭駐在所	2 級
荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145） 庄内警察署 立谷沢駐在所 小国警察署 東部駐在所 同 南部駐在所	3 級
新庄警察署 肘折駐在所 長井警察署 中津川駐在所	4 級
酒田警察署 飛島駐在所	6 級

ロ 条例第13条の3第1項の規定による準特地公署の指定

指 定 す る 公 署 名
新庄警察署 釜淵駐在所 米沢警察署 田沢駐在所

別表第15

イ 条例第13条の4第1項の規定によるへき地学校等の指定及び級別区分

指 定 す る 学 校 名	級別区分
山辺町立作谷沢小学校 同 作谷沢中学校 尾花沢市立玉野小学校 同 宮沢小学校 同 玉野中学校 金山町立明安小学校 同 有屋小学校 最上町立赤倉小学校 真室川町立真室川あさひ小学校 大蔵村立大蔵小学校 同 大蔵中学校	準 級

南陽市立荻小学校 飯豊町立手ノ子小学校 酒田市立地見興屋小学校	
寒河江市立幸生小学校 村山市立富並小学校 尾花沢市立福原小学校 同 常盤小学校 最上町立月楯小学校 同 東法田小学校 川西町立玉庭小学校 鶴岡市立鼠ヶ関小学校 同 温海中学校 酒田市立田沢小学校	1 級
尾花沢市立鶴子小学校 小国町立叶水小学校 同 叶水中学校	2 級
酒田市立飛島小学校 同 飛島中学校	5 級

ロ 条例第13条の5第1項の規定によるへき地学校等に準ずる学校の指定

指 定 す る 学 校 名
真室川町立真室川北部小学校

（山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成22年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第6項を附則第2項とする。

（山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成27年7月31日）の一部を次のように改正する。

附則別表中 「4 総合療育訓練センター」 を 「4 こども医療療育センター」 に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（昇格に係る経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成30年3月31日までの間における昇格に係るこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）第25条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における昇格に係る改正後の規則第25条の規定の適用については、同条第2項第2号中「2年間」とあるのは「1年間」と、同号ロ中「連続した2回」とあるのは「1回」と、「4回」とあるのは「2回」とする。
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第11号。以下「改正条例」という。）附則第5項の規定により、職員を一の職務から給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合において、その者の改正条例による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「改正後の条例」という。）第4条第3項の規定により分類される職務の級について改正条例附則第2項に規定する施行日の前日から引き続き異動後の給料表の適用を受ける職員であるとした場合に同日に分類することができる職務の級に分類することができない者（当該異動後の給料表が医療職給料表(3)である者であって、平成30年3月31日から引き続き医療職給料表(3)の適用を受ける職員であるとした場合に同日に分類することができる

職務の級に分類することができないものを含む。)にあっては、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当分の間、当該職務の級に決定することができる。

(昇給に係る経過措置)

5 改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第6条の規定による昇給については、改正後の規則第38条中「日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは、「期間は、平成28年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

6 前項の規定により行う昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお、従前の例による。この場合において、この規則による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第40条第1項中「前条に規定する」とあるのは「山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成28年4月1日）附則第6項の規定によりなお従前の例によるものとされた」と、同条第2項中「昇給日前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「同月30日」とする。

(特勤手当等に関する経過措置)

7 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である公署に勤務する警察職員については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該警察職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、施行日以後の特勤手当の月額が施行日の前日における特勤手当の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなるこの規則による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正前の規則」という。）に基づく特勤手当の月額に相当する額とする。）（以下この項において「施行日前の特勤手当の月額」という。）に達するまでの間、施行日前の特勤手当の月額に相当する額の特勤手当を支給する。

8 施行日における級別区分が2級地である公署のうち、施行日の前日における級別区分が3級地とされていた公署に在勤する警察職員については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該警察職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、当該警察職員の当該公署への異動等の日から起算して4年に達するまでの間、施行日の前日における特勤手当に準ずる手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づく特勤手当に準ずる手当の月額に相当する額とする。）に相当する額の特勤手当に準ずる手当を支給する。

(へき地手当に関する経過措置)

9 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である学校に勤務する職員については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合においては、施行日以後のへき地手当の月額が施行日の前日におけるへき地手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づくへき地手当の月額に相当する額とする。）（以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達するまでの間、施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

(山形県人事委員会規則4-4の一部改正)

10 山形県人事委員会規則4-4（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第2号」を「第3号」に、「場合の」を「場合における同条第5項に規定する」に改める。

(山形県人事委員会規則4-5の一部改正)

11 山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「f) 又はそのいずれかの日」を「以下この条において同じ。）又はその次の昇給日」に改める。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2条の9の見出し中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第5条の2の表中「

中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事
-------	------------------

」を

「

中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事
義務教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事

」に改める。

第12条第2項第2号中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第6条第1項第2号ニ中「総合療育訓練センター」を「こども医療療育センター」に改め、同号ト中「水産課」を「水産振興課」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「医療統括監」を「医療統括監、観光推進監」に、「総務」を「総務又は秘書」に改め、「秘書専門員」を削り、同表知事部局出先機関の項中「

総合療育訓練センター
------------

」を「

こども医療療育センター
-------------

」に、

「

農業大学校
-------

」を「

農林大学校
-------

」に改め、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「地域振興監」を「地域振興局長」に改め、「課長補佐（総務課に置く総務を担当するものに限る。）」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「理事、」を削り、同表教育機関の項中「

少年自然の家	所長
--------	----

」を

「

少年自然の家	所長
中学校	教頭

」に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「総務専門員」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県人事委員会訓令第2号

事 務 局

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

事務局文書取扱規程（昭和42年3月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第34条第2項中「該当の」を「該当の簿冊に編てつし、又は」に改める。

第37条第1項第1号へ中「任用」を「採用」に、又中「不服申立て」を「審査請求」に、「判定書」を「判定書、裁決書」に改め、同項第2号ハ中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第3号中「勤務評定」を「人事評価」に、「退職」を

「退職 退職管理」に、「不服申立」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日において改正前の事務局文書取扱規程第34条の規定により保存をされている文書は、改正後の事務局文書取扱規程第37条及び別表第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月24日号外県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第1項ハからホまでを次のように改める。

- ハ 非常勤職員の職（ニ及びホに掲げる職を除く。）
- ニ 規則第8条第5号の職
- ホ 規則第8条第6号の職

第1項へを削る。

第2項を削る。

第3項イ(ロ)中「第5号まで」を「第4号までの職及び第7号」に改め、同項ロを削り、同項ハ中「第37条まで」を「第35条まで」に改め、「第40条」を削り、同項中ハをロとし、同項を第2項とする。

平成28年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年4月1日発行 発行人 山形県